

資料1

日向ひまわり支援学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	生徒が主体となった活動	道徳や特別活動等	職員研修等	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等		
4		各学部の学部集会	〔特〕教育相談 学期1回を目途に行う。 〔自立〕 人間関係の形成やコミュニケーションの指導を行う。 〔生単・総合〕 「夏休みの過ごし方」の単元で、情報モラルの指導を行う。	学校基本方針の確認と目標共有	定期的な時間割の中で、生徒抽出の教育相談	学年会（学部会）を実施する中で、児童生徒の状況について情報共有 ↓ いじめ不登校委員会で各学年のいじめ状況を報告し、組織的対応について協議 ↓ 職員会議で全校のいじめ状況について報告し、情報を共有	PTA総会 (基本方針の説明)	計画・目標作成
5	運動会 交通安全教室	運動会での絆づくり 歓迎交流会 各学部の学部集会 各種委員会		アンケートの分析と取組の改善			学校独自アンケート	アンケートの分析
6		みんなのつどい (全校集会)		人権教育研修				中間評価
7		各学部の学部集会						
8								
9			〔特〕教育相談 学期1回を目途に行う。 〔自立〕 人間関係の形成やコミュニケーションの指導を行う。 〔生単・総合〕 「冬・春休みの過ごし方」の単元で、情報モラルの指導を行う。					
10		みんなのつどい						
11	ひむか祭	ひむか祭での絆づくり	県アンケート分析と取組の改善	県アンケート		※緊急の事案については随時対策委員会を開催		県アンケート分析
12		各学部の学部集会						
1		生徒会立会演説会・投票			学校独自アンケート 定期的な時間割の中で、生徒抽出の教育相談	※アンケートの分析、取組の改善原案作成	個別面談での相談	アンケート分析 年間評価と反省
2	お別れ遠足	お別れ行事の企画 みんなのつどい						
3		各学部の学部集会		今年度の反省と次年度取組事項協議				次年度計画作成

資料2 学校におけるいじめ防止等の職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を設ける
 - ・いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
 - ・いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し、組織的に対応
 - ・いじめに関わる情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日当該情報を速やかにいじめ不登校対策委員会報告し、学校の組織的な対応につなげる

(1) いじめ防止のための措置

【学級担任等】

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・授業を工夫し、道徳教育の観点からも、一人一人を大切にするわかりやすい授業づくりを行う。
- ・担任に限らず、生徒等が話しやすい大人が対応する。
- ・管理職、養護教諭と連携しながら、学級職員以外とも気軽に話せる関係性を構築していく。

【養護教諭】

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

【生徒指導担当教員】

- ・いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を行う。
- ・生徒指導部会において、各学部から発言できる項目を設定し、細かな情報も漏らさぬように留意する。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

【管理職】

- ・全校集会などで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・児童生徒が事故有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（生徒会活動や集会活動など）

(2) 早期発見のための措置

【学級担任等】

- ・日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・授業時間、休み時間、放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談を活用し、教育相談を行う。

【養護教諭】

- ・保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

【生徒指導担当教員】

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

【管理職】

- ・児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置（資料5：いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）と連動

①情報を集める

【学級担任等、養護教諭】

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合には、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける）。
- ・児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合には、速やかに関係児童生徒から聞き取りを行うなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童生徒が複数いる場合には、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

〈「いじめ防止等の対策のための組織」（以下「組織」という）

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理、福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察経験者などから構成されることが考えられる。なお「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

②指導・支援体制を組む

〈組織〉

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導

担当教員、管理職などで役割分担)

→いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応

→その保護者への対応

→教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等

- ・些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確な関わりを持つことが必要
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切な対応を行う

③-A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

〈いじめられた児童生徒に対応する教職員〉

- ・いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。
- ・いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

〈いじめた児童生徒に対応する職員〉

- ・いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

〈学級担任等〉

- ・学級等で児童生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を児童生徒の実態に応じて行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

〈「組織」〉

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継ぎを行う。

③-B 保護者と連携する

〈学級担任を含む複数の教職員〉

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- ・いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料 3

1 いじめられた生徒等のサイン

いじめられた生徒等は自分から言い出せないこともある。多くの教職員の目で多く場面で生徒等を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン	チェック
登校時 朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻や欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教職員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。 	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室やトイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・机や教科書、ノート等の学用品に汚れがある。 ・突然個人名が出される。 	
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服が汚れていたりしている。 ・一人で清掃している。 ・表情がいつもと違う。 	
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 	

2 いじめた生徒等のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒等の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン	チェック
<ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒等にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。 	

資料 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	チェック
<ul style="list-style-type: none"> ・嫌なあだ名が聞こえる。 ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ・筆記用具等の貸し借りが多い。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・壁等にいたずら、落書きがある。 ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。 	

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	チェック
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や友人のことを話さなくなる。 ・友人やクラスの不平や不満を口にするが多くなる。 ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ・不審な電話やメールがあったりする。 ・遊ぶ友達が急に変わる。 ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ・登校時刻になると体調不良を訴える。 ・食欲不振・不眠を訴える。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・学習時間が減る。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ・自転車がよくパンクする。 ・家庭の品物、金銭がなくなる。 ・大きな額の金銭を欲しがる。 	

資料5

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

